

広報

あんじょう

2010
4/15
No.1711

市民とともに育む
環境首都
安城



ハンドル回して演奏しよう 清里から来たストリートオルガン

(デンパークオルゴールホールにて)

平成23年度 市民公募文化事業を募集

平成23年度に実施する文化事業を募集します。
市民の皆さんが自ら演じる公演事業を支援し、
舞台芸術の振興と鑑賞機会の増進を図ります。

■支援方法

応募者を審査し、市民公募文化事業として公演を委託します。

■応募対象者

市内に活動拠点を置いて1年以上の文化活動実績のある市民・団体で、
自らが主となって演じる公演者

ただし、次に掲げるものを除きます

- ・主として営利を目的として公演を実施する者
- ・政治団体および宗教団体
- ・学校、企業など

■公演内容

- 音楽分野(交響楽、室内楽、オペラ、民謡、ロックなど)
- 演劇・ダンス・舞踊分野(演劇、ミュージカル、舞踊、バレエなど)
- 伝統芸能分野(能、狂言、歌舞伎などの古典芸能)

ただし、次に掲げるものを除きます

- ・主として営利を目的とした事業
- ・政治的または宗教的な宣伝意図があると認められる事業
- ・チャリティー事業
- ・ほかの助成金などの交付を受けている事業
- ・教室などの発表会

■公演場所

文化センターマツバホールまたは市民会館サルビアホール

■公演時期と実施報告

平成23年4月1日(金)～平成24年3月31日(土)に公演の実施と、報告を終えること

■審査

事業の実現性、独創性、公募事業目的との合致性などを、安城市民会館運営委員会が審査します

■委託料

上限は50万円以内とし、対象経費をもって委託料とします。ただし、収益のある事業は、対象経費から収益を差し引いた金額を委託料とします

■対象経費

- 作品作製費
- 設営・舞台費
- 前日・当日の会場使用料
- 伴奏者の出演料
- 宣伝・印刷費
- 事務費(対象経費の1割以内)
- その他事業実施に必要な経費と市長が認めるもの

■委託料の支払い

委託料は、実施報告が適正であった場合に、請求に基づいて支払います

■春の募集期間・応募方法

4月16日(金)～5月10日(月)に、応募用紙を記入し市民会館へ持参してください

※応募用紙は市民会館・文化センター・各地区公民館・市公式ウェブサイト配布。

■その他

秋の募集期間・応募方法は、10月に広報などでお知らせします



問い合わせ
市民会館 ☎75)1151 (火休館)